

近隣市における分科会や小委員会の設置を規定する規則一覧

	規定する規則	条文
瀬戸市	瀬戸市議会会議規則	(分科会又は小委員会) 第69条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。
日進市	日進市議会会議規則	(分科会又は小委員会) 第102条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。
豊明市	豊明市議会会議規則	(分科会又は小委員会) 第102条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

※ 尾張旭市は規定なし

※ 標準市議会会議規則 (分科会又は小委員会)
(全国市議会議長会) 第102条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。